事前評価調書

I	事業概要															
事	業名	農業	業農村整備事業(地盤沈下対策事業)													
地	区名	********** 落合	<u>命</u> 合地区													
事	業箇所	愛西市	西市落合町外 地内													
事業のあ らまし 事業目標		り低しまれる。	本地区は、愛西市の南部に位置する低平な農業地帯である。本地区の用水路は、地盤沈下により低下した用水機能の回復を目的として、1971 年度から 1983 年度(昭和 46 年度から昭和 58 年度)にかけて木曽川用水関連土地改良事業でパイプライン化された。 設置から約 40 年が経過しており、また、地区内開発や道路拡幅に伴う大型車両の通過や荷重条件の変化により、用水管の破損による漏水被害が頻発している。さらに、石綿セメント管が多用されており、破損による農業者等への健康被害が懸念されている。 このため、用水路を更新することで漏水被害と石綿に起因する健康被害を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。 【達成(主要)目標】 用水路を改修し、漏水被害及び石綿に起因する健康被害を防止する。													
事	業費		事業費			内訳										
			8.7億円			■工事費 6.8億円、■用補費 0.8億円、■その他 1.1億円										
事業期間		採択	予定年	F度	202	0 年度	衤	手工予定 4	F度	2020	0 年度	完成	予定年度	20	25 年度	
事	業内容	用水缸	路工	12. 6k	m											
①事業の必要性	評価 1) 必要 判定 1) 事業	_	用水管の破損による漏水が過去 10 年 (2009~2018) で8箇所発生しており、漏水被害及び石綿セメント管の破損による農業者等への健康被害が危惧されることから、早急に本施設を整備し、これらの被害を防止する必要がある。 「新たな土地改良の効果算定マニュアル」 (2015 年 9 月農林水産省農村振興局整備部監修)に基づき算定したB/Cは 1.24 であり、基準値の 1.0 を超えている。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 本施設は、各ほ場へ農業用水を配水する重要な用水施設であり、また、周辺の農業者等への健康被害を未然に防止するためにも、本施設を速やかに更新する必要がある。													
	1 <i>) </i>	可回						0000	0001		0000	0000	0004	0005		
②事業の実効性			工種 用地区分 工事			• 用水路工		2020 2021			7. 5		2024	2025	合計 8.7	
性	2) 地元 意形		土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。													
	判定		A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。													

【理由】

地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。

Ⅲ 対応方針

事業実施が

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

妥当である。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

施設の維持管理状況